

市第 62 号議案 横浜市公園条例の一部改正

公園の占用に係る使用料を改定するとともに、金沢八景権現山公園について指定管理者による管理を行うため、横浜市公園条例の一部を改正します。

1 公園の占用に係る使用料(以下、公園占用料)の改定

(1) 改正理由

公園内に電柱、電線等を設置する際の公園占用料は、横浜市道路占用料条例に規定する道路占用料の考え方にあわせて、横浜市公園条例第 16 条に定めています。

道路占用料は、3年ごとに改定される固定資産税評価額等を基に料金を定めており、前回の改定から3年が経過し、固定資産税評価額等が改定されました。

これを受け、今回の第4回市会定例会において、道路占用料の改定が行われることから、公園占用料についても、これにあわせ改定します。

(2) 改正内容

電柱、電線等の公園占用料を改定します。

(3) 施行期日

令和3年4月1日

【参考】主な公園占用料の改定内容

種別		単位	現行	変更案
電柱その他これに類するもの(支線、支柱及び支線柱を含む。)	第一種電柱	1本 1年につき	3,000	3,100
	第三種電柱		6,300	6,400
	第一種電話柱		2,700	2,800
	第三種電話柱		6,000	6,100
鉄塔		1平方メートル 1年につき	5,400	5,500
電線	共架電線その他 上空に設ける線類	1メートル 1年につき	27	28
	地下電線その他 地下に設ける線類		16	17
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル 1年につき	110	120
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		160	170
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		240	250

2 指定管理者による管理運営対象への金沢八景権現山公園の追加

(1) 改正理由

金沢区に開園予定の金沢八景権現山公園について、指定管理者による管理を行うため、公園条例を一部改正します。

(2) 改正内容

指定管理者による管理運営対象を規定する別表第2の2に、金沢八景権現山公園を追加します。

(3) 公園の概要

ア 所在地

横浜市金沢区瀬戸 20 番 3 号

イ 公園種別

風致公園

ウ 公園面積

約 5,200m²

エ 主な施設

- ・ 旧円通寺客殿
(江戸時代後期建造、
特定景観形成歴史的建造物)
- ・ 樹林地
- ・ 展望広場
- ・ 管理休憩棟 等

オ 開園予定年月

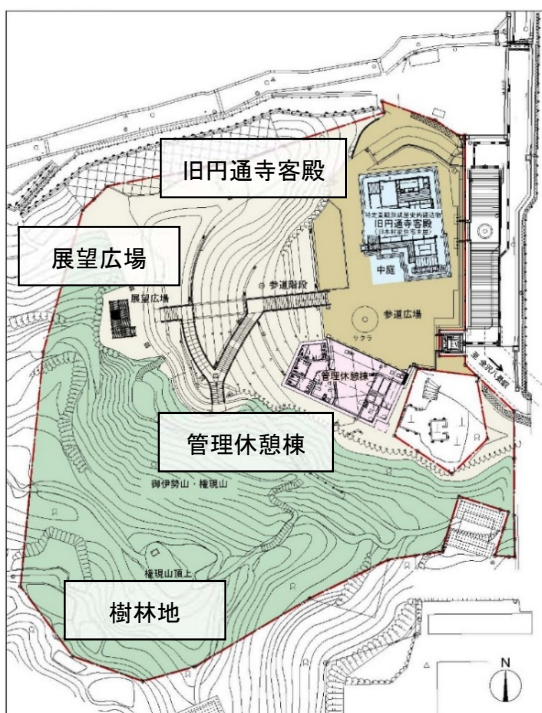
令和4年4月

(4) 施行期日

規則で定める日



【図1】金沢八景権現山公園 位置図



【図2】金沢八景権現山公園 平面図



【図3】金沢八景権現山公園 整備イメージ図